

広島県地域防災計画の修正内容(案)

(1) 災害対策基本法改正に伴う修正

概要	内容	策定箇所			
		基本編	震災編 (地震)	震災編 (津波)	震災編 (南海トラフ)
① 「避難勧告」の「避難指示」への一本化	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人の生命、身体を災害から保護するため、市町等が発令する「避難勧告」・「避難指示(緊急)」を「避難指示」へ一本化する。	第3章 第2節 第3項			
② 「災害発生情報」から「緊急安全確保」へ変更	○災害が発生していることを市町等が把握した場合に、立退き避難等から緊急安全確保を中心とした避難行動へと行動変容するよう促すために発令する「災害発生情報」を、災害が発生・切迫している状況において、同様の行動を促すために発令する「緊急安全確保」へ変更する。 ※「緊急安全確保」とは、高所への移動や近傍の堅固な建物への退避等の命を守る行動のことである。	第3章 第2節 第3項			
③ 「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」へ変更	○災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始すること等を求めるために、市町が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」へ変更する。	第3章 第2節 第3項			

(2) 最近の防災施策を踏まえた修正

概要	内容	策定箇所			
		基本編	震災編 (地震)	震災編 (津波)	震災編 (南海トラフ)
① 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進	○防災業務上の基本理念に、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する旨を追加する。	第1章 第3節	第1章 第3節	第1章 第3節	
② 行政と電気事業者の相互連携の拡大	○県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める旨を追加する。	第2章 第5節	第2章 第5節	第2章 第5節	
③ 電源車等の配備	○県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める旨を追加する。	第2章 第5節	第2章 第5節	第2章 第5節	

概 要	内 容	策 定 箇 所			
		基本編	震災編 (地震)	震災編 (津波)	震災編 (南海トラフ)
④ 災害拠点精神科病院の実施業務の明文化	○災害拠点精神科病院の指定に伴い、精神科医療が必要な患者の受入れやD P A Tの派遣等による精神科医療救護活動等の実施など、災害時に当該病院が実施する業務を明文化する。	第3章 第6節 第2項	第3章 第6節 第2項	第3章 第6節 第2項	
⑤ 災害多言語支援センターの設置	○県内の市町に避難所が開設され、災害の影響が数日間以上続くと予測される場合に、(公財)ひろしま国際センターと県が協議して、「災害多言語支援センター」を設置し、災害関連情報の多言語での発信や、避難所での通訳支援等を行う旨を追加する。	第2章 第6節	第2章 第6節	第2章 第6節	
⑥ 地震被害軽減のための基本的な施策	○「地震被害軽減のための基本的な施策」を修正する。 平成30年7月豪雨災害を始め、全国各地で発生した大規模自然災害を踏まえて、対策内容の修正を行う。		第1章 第8節	第1章 第9節	
⑦ 行政・NPO・ボランティアの三者連携	○県及び市町は、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討を行い、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備等を図る旨を追加する。	第2章 第3節	第2章 第3節	第2章 第3節	
⑧ 受援体制の整備	○県及び市町は、関係機関からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努め、特に、受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行う旨を追加する。	第2章 第5節	第2章 第5節	第2章 第5節	
⑨ 技術職員の派遣体制の整備	○県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める旨を追加する。	第2章 第5節	第2章 第5節	第2章 第5節	
⑩ 物資調達・輸送調整等支援システムの活用	○県及び市町は、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める旨を追加する。	第2章 第5節	第2章 第5節	第2章 第5節	第7節 第3項
⑪ 重要施設の燃料備蓄状況等の確認	○県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努める旨を追加する。	第2章 第5節	第2章 第5節	第2章 第5節	
⑫ 電源車を派遣すべき重要施設のリスト化	○県は、大規模停電発生時には、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況や給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める旨を追加する。	第2章 第5節	第2章 第5節	第2章 第5節	
⑬ 建設業団体等との災害協定の締結	○県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する旨を追加する。	第2章 第5節	第2章 第5節	第2章 第5節	

概要	内容	策定箇所			
		基本編	震災編 (地震)	震災編 (津波)	震災編 (南海トラフ)
⑭ 建設業等の担い手の確保・育成	○県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組む旨を追加する。	第2章 第5節	第2章 第5節	第2章 第5節	
⑮ 避難行動を促すための普及啓発活動	○市町は、ハザードマップ等の周知に際して、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあることや警戒レベル4での全員避難など、避難に関する情報の意味や理解の促進に努める旨を追加する。	第2章 第5節の2			
⑯ 指定避難所の電力容量の拡大	○市町は、指定避難所となる施設の電力容量の拡大に努める旨を追加する。	第2章 第5節の2	第2章 第5節の2	第2章 第5節の2	
⑰ 感染症対策資機材の備え	○市町は、指定避難所となる施設について、マスク、消毒液等の感染症対策資機材の整備に努める旨を追加する。	第2章 第5節の2	第2章 第5節の2	第2章 第5節の2	
⑱ 避難所としてのホテル・旅館等の活用	○市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める旨を追加する。	第2章 第5節の2	第2章 第5節の2	第2章 第5節の2	
⑲ 病院等重要施設での非常用電源の確保	○病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める旨を追加する。	第2章 第6節	第2章 第6節	第2章 第6節	
⑳ 被災市町への職員派遣	○県職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める旨を追加する。	第3章 第5節 第2項	第3章 第5節 第2項	第3章 第5節 第2項	
㉑ ドクターヘリ調整部の設置	○ドクターヘリの災害運用を決定した場合は、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関と調整を行う旨を追加する。	第3章 第6節	第3章 第6節	第3章 第6節	
㉒ 防災担当部局と保健福祉担当部局の連携	○市町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める旨を追加する。	第3章 第8節 第1項	第3章 第8節 第1項	第3章 第8節 第1項	
㉓ 有害物質等による環境汚染防止計画	○県民の健康被害を防止し、生活環境を保全するため、被災した工場等からの有害物質等の飛散・流出を防止するために必要な措置を講じる旨を追加する。	第3章 第11節 第4項	第3章 第11節 第4項	第3章 第11節 第4項	
㉔ 災害救助法適用に基づく市町長への委任事務の明確化	○災害救助法に基づき救助の実施に関する事務の一部を市町長へ委任する場合、避難所の設置や食品の給与、飲料水の供給など市町長が担当する事務と応急仮設住宅の給与や医療など知事が担当する事務を明確化する。	第3章 第14節	第3章 第14節	第3章 第14節	